

◎新潟県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
村松高校前地区	五泉市村松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢地区	五泉市村松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺町(1)地区	五泉市村松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺町(2)地区	五泉市村松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師小路地区	五泉市村松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
春日小路地区	五泉市村松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
公園通・学校町地区	五泉市村松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上宝町地区	五泉市村松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
村中地区	長岡市上桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城山地区	長岡市上桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上桐(1)地区	長岡市上桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上桐(2)地区	長岡市上桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上桐(3)地区	長岡市上桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上桐(4)地区	長岡市上桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠地区	長岡市上桐	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西野谷地区	妙高市大字西野谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西野谷地区	妙高市大字西野谷	次の図のとおり	土石流
三ツ俣地区	妙高市大字三ツ俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）

4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
橘(3)地区	佐渡市橘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）